

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和7年1月27日（令和7年（行情）諮問第110号）

答申日：令和8年6月17日（令和8年度（行情）答申第232号）

事件名：「WHO（「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第10回締約国会合及び「たばこ製品の不法取引廃絶のための議定書」第3回締約国会合：各事前会合の概要）」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書3」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年12月25日付け情報公開第01699号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

不開示部分の開示を求める。

法5条3号、5号、6号に該当しないため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、令和6年6月17日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる3件の文書（本件対象文書）を特定し、当該3件の文書全てを部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和7年1月6日付けで、原処分の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に記載の3文書（本件対象文書）である。

#### 3 不開示とした部分について

(1) 番号1にある、文書3から文書5の不開示部分は、現在外務省が使用

している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

- (2) 番号2にある、文書3から文書5の不開示部分には、公にしないことを前提とした国際機関や関係国との協議の内容に関する記述が含まれており、公にすることにより、国際機関や関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあり、また、不開示部分には、わが国政府部内の協議の内容に関する記述も含まれており、公にすることにより、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、法5条3号、5号、6号に該当しないため、不開示部分の開示を求めることを主張する。処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。また、処分庁は、上記3のとおり、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、法5条の各号に該当する部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

#### 5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月10日 審議
- ④ 令和8年5月19日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月10日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は改めて検討した結果、別表1に掲げる不開示部分のうち、別表3に掲げる部分は開示するとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。なお、別

表1の番号2に掲げる部分のうち、不開示を維持する部分は別表2のとおり。)は不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

### (1) 別表1の番号1に掲げる部分について

当該部分が記載された文書は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### (2) 別表2の番号1に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 当該部分には、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第10回締約国会合及び事前会合(以下「本件会合」という。)における参加者の発言等が記載されている。

(イ) 一般に、国際会議の記録は、当事国が自らの政策立案等の目的に供するために独自の観点から作成するものであり、参加者の発言内容に関して参加者の確認を得ることなどはしていないところ、本件会合においても同様である。

(ウ) 我が国が独自の観点から記載した参加者の発言等を公にすれば、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれ、将来の同種の会合において、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、上記ア(ア)の諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、我が国が独自の観点から記載した記録から、参加者の誰が、あるいは、どのような発言をしたか等が明らかとなり、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれ、将来の同種の会合において、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるとする上記ア(ウ)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国及び国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表2の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、本件会合に係る我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすると、我が国及び他の締約国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国が将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分を公にすると、本件会合に係る我が国及び他の締約国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国が将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国及び国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（WHO FCTC）第10回締約国会議（COP10）について、事前の情報収集、打ち合わせ及び締約国会議の復命や報告、記録に係る文書

### 2 本件対象文書

文書3 WHO（「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第10回締約国会合及び「たばこ製品の不法取引廃絶のための議定書」第3回締約国会合：各事前会合の概要）（第2478号）

文書4 WHO：FCTC第10回締約国会議（COP10）及び同第3回締約国会合（MOP3）のバーチャルセッション記録（第5235号）

文書5 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（WHO FCTC）第10回締約国会議（COP10）記録（第180号）

別表 1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 3 から文書 5 (発受信時刻、パターン・コード、局課番号等)	現在外務省が使用している公電システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、公電の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、6 号
2	文書 3 から文書 5 (それぞれ番号 1 以外の不開示箇所)	公にしないことを前提とした国際機関や関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国際機関や関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、また、我が国政府部内の協議の結果に関する記述であって、公にすることにより、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号

別表2（別表1の番号2の不開示維持部分）

番号	文書番号	頁
1	文書3	2頁目ないし12頁目
	文書4	2頁目（別表3に掲げる部分を除く。）、3頁目（別表3に掲げる部分を除く。）及び4頁目（別表3に掲げる部分を除く。）
	文書5	2頁目ないし9頁目
2	文書3	13頁目、17頁目、18頁目、20頁目（別表3に掲げる部分を除く。）、21頁目、23頁目、24頁目、26頁目、29頁目、30頁目、32頁目、33頁目、34頁目、41頁目、45頁目、46頁目、63頁目、64頁目、80頁目、81頁目、84頁目、85頁目、87頁目ないし89頁目及び91頁目ないし94頁目
	文書4	9頁目、12頁目及び13頁目
	文書5	11頁目ないし18頁目、21頁目、22頁目、26頁目、43頁目ないし45頁目、50頁目、64頁目ないし66頁目（別表3に掲げる部分を除く。）、69頁目、75頁目ないし77頁目、84頁目、90頁目、92頁目、94頁目、96頁目、97頁目、99頁目、102頁目、103頁目、105頁目ないし109頁目及び111頁目

※ 当審査会事務局において整理した。

別表 3 (諮問庁が新たに開示する部分)

文書	頁	新たに開示する部分
文書 3	2 0 頁目	下から 1 か所目の不開示部分
	2 7 頁目	全部
	3 5 頁目	全部
	4 2 頁目	全部
	4 4 頁目	全部
	6 5 頁目、6 6 頁目	全部
文書 4	2 頁目	不開示部分の 1 行目
	3 頁目	最終行
	4 頁目	不開示部分の 1 行目
文書 5	4 6 頁目、4 7 頁目	全部
	6 6 頁目	上 9 行
	7 8 頁目	全部
	8 5 頁目ないし 8 7 頁目	全部
	9 3 頁目	全部
	9 8 頁目	全部
	1 0 0 頁目	全部